

河川監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

河川監理員規程の一部を改正する訓令

河川監理員規程（昭和 46 年岩手県訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(河川監理員)</p> <p>第 2 条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する<u>吏員であ</u> <u>る職員</u>及び次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する<u>吏員で</u> <u>ある職員</u>のうち、それぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右 欄に定める職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="140 757 772 808"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>(河川監理員)</p> <p>第 2 条 河川監理員は、県土整備部河川課に勤務する職員及び 次の表の左欄に掲げる出先機関に勤務する職員のうち、それ ぞれ同欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める職員をもっ て充てる。</p> <table border="1" data-bbox="826 757 1458 808"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]
[略]			
[略]			
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。